入札監理小委員会 第 35 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 35 回入札監理小委員会議事次第

日 時:平成20年4月30日(水) 14:30~16:51 場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 議 題
  - ① 実施要項(案)の審議
    - 生鮮食料品価格·販売動向調査(農林水産省)
    - 牛乳乳製品統計調査 (農林水産省)
    - 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査(農林水産省)
  - ② その他
- 3. 閉 会

## <出席者>

(委 員)

小林副主查、前原委員、廣松専門委員、椿専門委員

- (農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 消費統計室) 吉田室長 増田課長補佐、澤田課長補佐
- (農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課) 佐藤課長、北村課長補佐
- (農林水産省 大臣官房統計部 統計企画課) 本多課長補佐、岩崎課長補佐

## (事務局)

中藤事務局長、熊埜御堂参事官、徳山企画官

#### (農林水産省関係者入室)

〇小林副主査 それでは、ただいまから「第35回入札監理小委員会」を開催いたします。 本日は、農林水産省の実施する「生鮮食料品価格・販売動向調査」「牛乳乳製品統計調査」 「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」の3件の実施要項(案)について、審議を行います。

本日は、統計調査分科会の椿専門委員と廣松専門委員も審議に御参加いただきますので、 椿先生、よろしくお願いいたします。

なお、廣松専門委員は少々遅れて参加いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに「生鮮食料品価格・販売動向調査」の実施要項(案)の審議を行いたい と思います。

農林水産省消費統計室の吉田室長に御出席いただいておりますので、本調査の概要や実施 要項(案)の内容について御説明をいただきたいと思います。御説明を 20 分程度でお願い したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**〇吉田室長** ただいま御紹介いただきました農林水産省統計部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。まず、「生鮮食料品価格・販売動向調査」という資料でございます。その中の資料A-③でございます。先生方のお手元には、統計調査票とか、第1報の速報の資料を参考までに配付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料A-③を1枚めくっていただきまして、実施要項(案)の御説明をさせていただきたいというふうに思います。食料品の価格・販売動向調査の概要を冒頭に説明させていただきたいと思います。

1ページ目の1の(1)にございますように、生鮮野菜の小売段階における国産の標準品と高付加価値品、有機栽培品であるとか、特別栽培品であるとか、輸入品別の価格と販売の動向を調査するという調査でございます。

調査の対象でございますけれども、アに書いてございますように、生鮮野菜を取り扱っている百貨店であるとか総合スーパー、各種食料品小売業で従業者 10 人以上のところ、野菜・果実小売業で従業者 5 人以上のセルフサービス店を営む事業所のうちで、POSシステムを導入している店舗としておりまして、調査の規模でございますけれども、全国の 15 の都市で 130 店舗調査をしております。

ウになりますが、調査の時期でございますけれども、毎月 12 日を含む週の木曜日に調査をしているということでございます。

2ページに入りますけれども、調査票の回収でございますけれども、四半期ごとに回収をしていまして、 $1\sim3$ 月分を3月末日に回収、 $10\sim12$ 月分を12月末日に回収ということでございます。

エで調査事項でございますけれども、生鮮野菜の 21 の品目の、先ほど申しました標準品とか特別栽培、有機栽培とか輸入といったところの販売数量、販売金額を、以下の表に示す内容について把握をしているということでございます。

具体的な従来調査の流れを説明させていただきますけれども、細かくなりますので、ポン

チ絵の方をお開きいただきたいと思います。23ページを見ていただきたいと思います。23ページの従来の実施方法というところでございます。

黒い枠で囲んであるところが、農林水産本省が、要は霞が関でございますけれども、担当している業務です。それから、グリーンで囲っているところは、農林水産省の地方統計組織といいますか、各県に農政事務所がございますが、その下に統計・情報センターというのがございます。そこが担当している業務というふうに見ていただければと思います。それから、赤で囲んであるところが、統計調査員を使って調査をしている部分でございます。

まず、調査の流れは、一番左側になりますけれども、農林水産本省で母集団リストの作成なり調査票等の原稿を作成し、調査関係用品を印刷します。それを各地方の農政事務所を経由し、センターの方に指示をするわけですけれども、センターでは、調査員の確保・指導をしているということであります。

その隣に行きまして、統計調査員では、調査客体の選定であるとか、調査客体への協力依頼、これは毎年、すべての客体について協力依頼をしてございます。併せて調査関係の用品を配付をしているということでございます。客体は原則として継続をするという形で調査をやっております。配付をいたしまして、調査は、先ほど言いました毎月 12 日を含む週の木曜日ということでございます。

調査した後は、地方統計・情報センターが郵送で回収をするということであります。その間、調査員としましては、調査客体への調査対象日であるとか、提出期限の確認を行っています。それからまた、調査客体からの問い合わせなり、苦情等への対応も行っていただいています。

※2で書いていますけれども、これは調査員だけでやるんではなくて、地方の統計・情報 センターでも問い合わせ等、苦情への対応も行っているということでございます。

回収は郵送ですけれども、その回収状況を統計・情報センターで確認しますけれども、返っていないところは調査員から再度督促の電話等で回収を督促しているところでございます。

四半期ごとに収集したものは、右の方になりますけれども、統計・情報センターにおきまして、調査票の審査であるとか、そういったものを行って、調査票の電子化、これはエクセルファイルに入力をする。それを、下の方に矢印が向いていますけれども、農林水産本省にメールで報告をすることになっています。

調査が1年間終われば、右上にありますけれども、調査客体への謝金も、これは都道府県単位の農政事務所が謝金を調査客体へ支払う事務を行っていますけれども、謝金を払うと同時に、第1報も、印刷物も提供をしているということであります。農政事務所から報告いただいたものを、本省段階では、公表のデータチェックを行って、また疑義照会もセンターにも連絡して修正をしながら集計をして、矢印左になりますけれども、上の方が年4回の公表、一番下が年1回の公表ということで、そういった調査の流れというふうになっております。それを民間の方に委託ということになりますと、24ページになります。水色が農林水産本省、それ以外のところが民間の事業者への業務委託という範囲を示しているものでございます。

まず、左上の水色のところでありますけれども、農林水産本省で母集団リストの作成であるとか、調査票等の原稿を作成し、民間業者の方に送付をします。民間の方では、調査関係

用品の印刷をしていただく。

矢印隣に行きますけれども、調査客体の選定なり、調査票客体への協力依頼をお願いするということです。これは、継続をしている客体であれば、継続の意向を確認していただくということで、毎年、調査確認であるとか、新規であれば協力依頼をお願いするということであります。併せて調査用品の配付をしていただくということになります。

それから、隣に行きまして、調査客体への調査対象日であるとか、提出期限の確認を行っていただくということです。あと、客体からの問い合わせなり苦情への対応、それから、未回収客体への督促等を行っていただくということであります。

調査客体から回収をするということでありますけれども、これは従来は郵送でしておりましたけれども、FAX等でも可能ということで、回収をしていただいて、返っていないところは督促をしていただくということであります。

調査票の回収であるとか、督促の状況とか、疑義の照会であるとか、問い合わせとか、苦情対応とか、後ろの方に別紙がありますけれども、その中でいろいろ様式でもって事業者の方に整理をしていただくということを考えておりまして、これについては、当然、統計の質だとかにかかわるということで、そういったことを整理していただくことを考えているということでございます。

調査票を回収していただきましたら、調査票を審査していただいて、調査票の電子化をしていただくということです。公表データをチェックしていただいて、調査票のファイルをつくっていただいて、これは調査月の翌月の10日に農林水産本省に出していただく。

それと、その隣の矢印が出ていますけれども、第1報結果表ファイルは調査月の翌月の22日までに御提出いただくということで、2段階になっています。10日と22日ということで、10日に出していただくのが本省で、そういった内容について、最終的に22日に報告していただいものと間違いないかどうか、訂正等があるのかないかといったチェックのためにそういった報告をしてもらうということを考えております。

四半期ごとの調査の公表は横の流れですし、下の方に流れているのが年1回の報告書の作成ということで、報告書統計表ファイルの作成までやっていただく。

水色のところですけれども、本省では、集計チェックを行って公表をしていくということ でございまして、今回の民間委託においては、企画と公表を除くすべてのところを民間の事 業者の方にやっていただくということであります。

全体の流れはそういった流れになりますけれども、あと、調査を民間にやっていただくに当たって、重要なのが情報のセキュリティの関係でございますので、実施要項の7ページを見ていただきたいと思います。7ページの下の方から、「情報のセキュリティ管理」ということでございまして、情報の漏えい防止を初めとする情報セキュリティを確保するということで、体制を整備していただく。責任者も置いていただく。それと、セキュリティのマニュアルをつくっていただいて、的確な調査情報の管理を行っていただくということを考えております。マニュアルにおいては、農林水産省の審査を受けていただくということであります。それと、最後のところに書いていますけれども、セキュリティに関する事故等が発生した場合には、速やかに農林水産省に報告をいただいて、対応方針について協議をしていただくというふうに考えております。

あと、民間事業者にやっていただくためには、統計の質というところが重要かということ

がございまして、9ページの(5)の「業務遂行に当たり確保されるべき質」というところで5点ほど挙げています。

アですけれども、各工程ごとに、業務内容ごとに作業方針をつくっていただく。それで、 スケジュールに沿って、確実に業務を進めていただくということであります。

イの照会対応業務ですけれども、これは農水省からお示しします照会対応事例集に沿って 対応いただく。

ウですけれども、一連の業務を通じて、各月の基準日に提出いただくということでして、調査票の回収率が最も重要かというふうに考えております。回収率ですけれども、18年調査の実績値を基に定めておりますけれども、月別であれば目標率 70%、年間平均での回収率で、これは平成 17年から 19年の 3 か年間の平均になりますけれども、年間の目標率を 76%を上回っていただきたいというふうに考えております。

エですけれども、第1報の結果とか、報告書の統計表については、報告期日までに報告いただくということと、当初から示す審査事項に基づきまして検討なり検証をしていただくということであります。

オですけれども、①~③までありますけれども、こういった回収率のところが月別目標率を下回った月が4か月以上であるとか、年間回収率が年間目標率を下回った場合とか、データの修正回数が合計6回以上あった場合においては、事業報告書の中で分析し、報告をしていただくということで、統計の質を確保してまいりたいというふうに考えています。

以降、落札者の決定方法とか、評価基準だとか、細かい説明になりますので、時間の関係 もありますので、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたし ます。

**〇小林副主査** ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をいただきたいと思いますので、御発言をお願いいたします。 **〇前原委員** 3点お尋ねします。1点目は、過去の回収率の実績が急速に向上していると思 いますけれども、それはどうして向上したのでしょうか。

2点目は、落札者決定に当たっての評価項目の中で、必須項目ということで、生鮮食料品の価格調査についての基本的な知見を有しているということというものがあるんですけれども、これはむしろ農水省の方で指導すれば足りる要件のような気もするのですが、いかがでしょうか。余りこういう条件を言ってしまうと、業者が非常に狭まってしまう恐れがあるので御質問しているのです。

3点目は、この調査を背景にして感じているのですが、ほかの調査についてはなかなかオンライン調査は難しいと思うのですが、この調査に限って言うと、コンピュータにも非常に慣れた業者を調査の対象にしていらっしゃるという感じがします。今回ということでなくても結構ですが、大半の部分がオンライン調査が可能ではないかなと思いますのでコンピュータに慣れた業者であれば、むしろ紙でやるよりもオンラインで調査した方が合理化が図れるのではないかなという感じがしておりますので、御検討いただければと思います。

以上3点です。

- 〇小林副主査 いかがでしょうか。
- **○吉田室長** 最初の回収率の関係です。34ページの4番に「従来の実施における目的の達成の程度」ということで、平成17年の69%から、77、82というふうに向上しているのは、16

年までは他計とか自計の報告でいただいたんですが、17年は自計申告だけにしたということで、そこで協力の度合いが低下しまして、これではいけないということで、18年には拒否のあるところを選定替えをさせてもらったということで率が上がって、19年の82%と、できれば130すべて確保したいんですけれども、そういった努力をした結果が向上につながっていったということであります。

それから、落札の関係の必須項目で、価格販売の基本的な知見を有するというところであります。そういったことにすると業者を絞ってしまうというようなお話でありますけれども、とは言っても、生鮮の価格形成であるとか、生鮮の流通の状況が全くわからない方に調査をしていただくなり、かかわっていただくということになりますと、いろいろ当方からチェック項目は出しますけれども、調査の協力依頼であるとか、いろんなところに影響するのかなと思っていますので、極端な専門的な知識というよりも、一般的な流通関係での情報等を頭に置いていただいて、そういう知見があるところは是非ともお願いしたいなと、それが調査の質にもつながってくるというふうに考えていますので、そこはお願いしたいなと思っています。

それから、オンラインの関係は、おっしゃる点もよく理解しますので、この辺は将来的ということで理解させてもらってよろしいでしょうか。

- ○前原委員 研究していただいたら、この調査は成功事例になる可能性が高いと思います。
- ○吉田室長 これは今後、検討させていただきたいと思います。
- **〇前原委員** よろしくお願いします。
- ○小林副主査 今の前原委員の質問に関連して質問したいんですけれども、1 点目の回収率についてですが、9ページの(5)のウの質の設定のところで、70%、76%という回収率が出ているんですけれども、目標・計画としては100%であるけれども、実績を勘案して、こういう設定にしたという立てつけになっているかと思うんです。最低ラインはこの設定した回収率であるけれども、民間の創意工夫でもっと質を上げてほしいというようなことがあるとすれば、それを促す意味でインセンティブとか、そういうものを設定しながら、もっと上げるというようなことを規定することはできないのかと思ったんですが、いかがでしょうか。○吉田室長 月別、それから年間というのは最低確保していただきたいというふうに考えて
- **〇言田主長** 月別、それから年間というのは最低確保していたださたいというぶうに考えていまして、民間のいろんな工夫によりまして 100%回収していただければ、本当に望ましいといいますか、我が方もそういうことを目指していますので、それはそういった方向で民間の方にはやっていただければというふうに思います。

ただ、インセンティブといったところは、どういうことでインセンティブというような形にしていくのか、そこのところはまだ私どもとしても、結果として、民間からの回収率が今までの3か年間よりも高くなったという、それが私どもとしての評価としては高い評価につながっていくのかなというように思っていまして、そのことをインセンティブとしての形としてあらわすのは、今の段階ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。

**〇小林副主査** 民間事業者からすると、達成すべき質が 76%と 70%というふうに明示されていると、それを達成すればいいんだというふうに、それを達成することでコストを下げていくというか、それがもう目標値、ターゲットになってしまうというふうに見ると思うんです。だから、本当は 100%の目標なんだけれども、一応、実績を勘案してベースラインはこれにしたけれども、もっと頑張ってくれれば、それなりの見返りはあるよというような書き

方にしないと、民間の創意工夫というのは引き出せないのではないか。コストダウンの方に ばかり民間の創意工夫が反映されて、質の向上のところに反映しないんではないかというふ うに思われるんです。

- **〇吉田室長** 今のところ、インセンティブの設定まで私どもは考えていないということでございます。
- **〇小林副主査** 検討いただければありがたいと思います。
- ○吉田室長 はい。
- **〇小林副主査** ほかにいかがでしょうか。椿先生どうぞ。
- O椿専門委員 民間の創意工夫の範囲に関してなんですけれども、先ほどの質問とも関係するかと思いますけれども、今回、調査票を郵送、あるいはFAXなどで回収することができることになって、その後に民間は調査票の電子化という作業を行うことになっているわけですけれども、例えば、FAX等で送るということに関して、民間は電子化した調査票を郵送とは別に送って、そこに電子入力したものを返すこともできるようなところまでは創意工夫の範囲に入るかどうか。FAXなどと書いてあるところで、勿論そこまで縛る必要はないんですけれども、そういうものを認めて、結果として、現調査票と何かが一致していればいいという形にするのかどうかとか、この辺は相当な裁量が許されるかということが第1。

第2に、同じような裁量として、今まで、この調査は、POS等で協力してくださった店舗の継続をできるだけ目指して、そこの協力が得られなくなったら標本を代替するといいますか、名簿の中から代替するという形になっていて、民間である程度の専門性を持っているところでしたら、POSを持っている大規模店舗とも既に協調関係があるような調査機関もあるのではないかと思うんですけれども、そこに関して、民間による、ある意味で調査対象の選定ということに関して、かなり踏み込んだことまでできるような形になっているのか。

とりあえず今までの接続、継続をかなり重視した上で、民間の協力店舗と、現在の農水さんの持っていらっしゃる名簿とがある程度合致している限りにおいては、相当そういう部分の仕掛けを使うようなことができるかどうか。その辺、創意工夫の範囲のようなものについて、先ほどあったように、将来的にはその意味では、いろんなことができるんではないかと思うんですけれども、今回の調査について、どれくらいまで裁量が許されるかということについて、少し補足していただければ助かります。

○吉田室長 回収は郵送しておりましたけれども、FAX等で可能というふうにしましたけれども、FAX等というのは、話をしましたように、電子化されておればメールとか、そういった形でも報告いただくというような形で、これは民間の方にいろいろ工夫していただければ結構かというふうに考えています。

2点目の調査店舗の協力を得られなかったとか、恐らく民間事業者の方はいろんなPOSデータを持っている、例えば、スーパーさんとか小売店さんの情報は持っていらっしゃるというふうに我々も理解しています。その中で、POS制度はあっても、我が方として求めている有機であるとか、特別栽培とか、そういった情報が入っているかどうかというようなこともありますので、そういったところは必ず確認してもらわなくてはいけない。そういったことがありますので、もしも共通してチェックできれば、その分で使っていただければ結構ですので、その辺のところは我が方の希望している客体が選んでいただければ、民間のやり方でもってやっていただいても、それは問題ないかというふうに思っております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。いいですか。私の方から、契約金額の支払いについてなんですけれども、9ページの(4)で「適正な実施がなされたことを確認した後、業務に応じた金額を支払う」というふうに書いてあるんですけれども、業務に応じた金額の支払いが具体的にどういうふうに支払われるのかというのが、これを読んだだけではちょっとよくわからないように思うんですが、その点はいかがですか。

もう一点、先ほど前原委員の方から専門性のことが問題にされたと思うんですけれども、 生鮮食料品の価格調査の基本的な知見というところです。これだと、生鮮食料品の価格調査 についての基本的な知見というのはどういうものなのかということは、御説明にはなるんだ ろうと思うんですけれども、具体的に何かというのがよくわからないと思うんです。先ほど お答えのときに、調査の資質にかかわってくるというふうにおっしゃっていたので、ほかの 価格調査のところと、ここで知見を持っていると価格調査の質が上がると言っていることは 具体的に何なのか。その2点をお願いしたいと思います。

**〇岩崎課長補佐** 御質問の1点目、契約金額の支払いについてでございますけれども、当方といたしまして、適正に実施がなされたことを確認、それぞれのタームごと、業者さんの規模にもよりますけれども、初め段階で調査票の様式の印刷や、また何らかの準備、もしくは調査員に対する研修、それぞれが終わった段階で検査みたいな形で履行が確認を取れれば、その都度、支払っていくという意味で明記させていただいておりまして、これは入札説明会でその旨を付記して説明すれば対応可能かと考えているところでございます。

○吉田室長 もう一つ、2点目の専門性のところでございますけれども、業者さんが決まれば、そこで生鮮の価格販売動向の調査を行うに当たっての、最低こういったところをしていただくというようなことを情報の提供をさせていただきたいというふうに考えていまして、ここでは、こういったことを専門性をというような説明は、材料を持ってきていないので、説明をしかねるんですけれども、それは次回のときに説明をさせてもらうということなのか、それとも業者さんへの情報を提供する中ですか。

○小林副主査 先ほど前原委員がおっしゃったのは、これがあると参入が限定されてしまう、制限されてしまうんではないかという懸念だったんです。だから、これが入っていることの意味合いの重さというか、そこの部分を、事業者さんが読んだときに明確にわからないと、ここではねられてしまうんではないかというような懸念を持つんではないかと思うんです。そこの部分なんです。

**○吉田室長** これは次回また説明させていただきたいと思いますけれども、基本的には、有機栽培であるとか、特別栽培であるとか、一般の標準栽培の標準品であるとか、そういったものが市場流通の中での小売店段階、卸から小売に、今、標準がどういった水準にあるのか、それが有機とか特別栽培とか、その辺の価格関係はどういうふうになるとか、そういった知識を持っていただくということが必要かなというふうに思っていまして、知見というところでは、そういったところを想定をしているところでございます。

〇小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○本多課長補佐 今の件、ちょっと補足をしますと、当方としては、この資格を持っているとか、そういうことに限定をすると、先生方が心配されたように非常に限定されてしまう。ですから、先ほど椿先生もおっしゃられましたけれども、例えば、POSのことについては、うちは扱ったことがあって、こういうことに知識があるよとか、そこはそれぞれの提案者の

方に、調査の経験も含めて、人の経験もそうですし、会社としての経験もそうですし、提案書の中にそういうことを記していただいて、それならばこの調査をお任せできるという判断をしたいと思っています。ですから、変にこの資格に限定とか、そういうことをせずに、例えば、全く経験がないところでも、こういうことで経験を積んでいくとかという提案でもよろしいと思うんです。そういう意味では、専門性ということは非常に大事にはしていますけれども、限定をせずに、広く受けとめたいという意味で、それを具体的に書いていないということです。

**〇小林副主査** 具体的に書いてくださいというか、ここに「組織の専門性」という言葉がいきなり出てくるので、専門的な知識を持っていないとだめなのかというふうに、それが障壁になってしまうのではないかということなんです。ですから、今、御説明あったとおりに、基本的に生鮮食料品について、価格調査というのは何の目的でどういうことをやっているんですということがおわかりになっていればいいという程度であるのであれば、このような書きぶりでなくてもよろしいんではないかというふうに思うんです。

○本多課長補佐 わかっていればいいというところではなくて、限定的にこの資格を持っているということではないんですけれども、やはり何らかの形で、私のところはこういう部分で、多分、この調査をやるに当たって専門性を発揮できると思いますということを御提案願いたいという思いなんです。ですから、その辺は確かにこの記述では伝わらないと思いますので、入札説明会のときには、そこで排除しているという意味ではなく、専門性みたいなものが非常に求められる調査なので、そういったところを、御経験のあるところはしっかり提案書の中に書いていただきたいということと、今後こういうふうに研修等で高めていくとかということもあれば、そういうことを積極的に書いていただきたいということを補足をしたいというふうに思います。

○熊埜御堂参事官 済みません。1点だけいいですか。事務局が今までやりとりした経緯から言えば、専門性はここでは議論にならないと思っています。ここは、今の文言では、生鮮食料品の価格調査をやり得ることについての基本的知見があるかどうかというのが必須項目と位置づけています。内容がどういうものかは、今後、例えば、民間事業者に意見を聞いたり、それから、入札説明会でやることになるのではないかと思いますけれども、今、農水省さんが御説明になっている専門性の議論を本当にやられるんであれば、これは加点項目でそういうものを加えるということを含めて議論していただかないと、必須項目で専門性を加えるのであれば、この文言がだめという以前に、ちょっと根っこが違うんだろうということになってくるんではないかというふうに、事務局では考えております。

## 〇小林副主査 どうぞ。

○前原委員 このとおり読むと、かなり障壁のように思えます。ですから、生鮮食料品については比較的一般的だけれども、もっと特殊な、木材とか、そういうところにもこういう項目が入っていると、やはり相当な障壁になるという感じがします。ですから、もしそういうものを求めるのであれば、例えば、農水省さんの専門の方が一定期間そこに指導に行くというようなことも含めて、勿論指導料は取ったらいいと思うんですけれども、できるだけ障壁を低くする工夫をされる方がいいような気がいたします。

**○小林副主査** これは、13ページの加点項目の2の2にある「類似調査事業の受託実績があり」というところでは加点項目になっているんですね。だから、これがあれば、必須項目

ではこんな大々的に書かなくてもよろしいような気もしないでもないんです。

それと、入札参加資格のところで、農水省の参加資格の役務の提供等の調査・研究において、AからDの等級に格付されているものであるところというところでは、非常に広く募集しているということですね。

- **〇本多課長補佐** はい、そうでございます。
- **〇小林副主査** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、ただいま委員からいろいろ出ました意見を検討いただいて、更によい実施要項にしていただきたいと思います。 それでは、時間となりましたので、これで本日の「生鮮食料品価格・販売動向調査」の検 討審議を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

引き続き、「牛乳乳製品統計調査」の実施要項(案)の審議に移りたいと思いますので、 本調査の概要や実施要項(案)の内容について、20分程度で御説明をお願いいたします。

**〇吉田室長** それでは、ただいまの追加資料で、「牛乳乳製品統計調査」の調査票が2枚、 基礎調査票と月別調査票とございます。それと、統計の第1報速報の資料でございますけれ ども、基礎調査と毎月の調査の最近の公表したものを参考として配付させていただきました。 よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料 B - ③の実施要項(案)を御説明させていただきたいと思います。 表紙をめくっていただきまして、1 ページでございます。統計調査の概要でございます。この調査は、基礎調査と月別調査の2 本から成っています。調査の中身は、牛乳とか乳製品の生産、出荷、在庫といったものを調査をしているものでございます。

1のアでございますが、調査の対象については、牛乳の処理場とか乳製品工場、それを管理する本店、主たる事務所を調査対象にしておりまして、乳製品のうちアイスクリームだけを製造する小さいところは除いております。

アの(イ)ですけれども、基礎調査の調査客体につきましては、これは月別調査の母集団を把握するという調査でございまして、牛乳の処理場であるとか、乳製品工場のすべてについて調査対象にしております。

(ウ)ですけれども、月別調査につきましては、これはすべてではなくて、牛乳処理場のうち、12月の月間の生乳、これは牛から取った生の牛乳という意味ですけれども、生乳の受乳量、これは300トン以上、12月というのは、基礎調査が12月調査でしていますので、その調査結果から月間の受乳量が300トン以上のものを対象にしています。

ただ、300トン未満でも、県外から受けているとか、県外に出しているとか、そういった ものについては調査の対象にしております。これは各県別の牛乳の生産量を把握するために、 そういったことで対象にしているということであります。先ほど申しました牛乳処理場です けれども、乳製品工場も対象にしているということであります。

(ウ)の④に書いていますけれども、各都道府県ごとに 12 月の月間の受乳量が、先ほど申しました 12 月の月間受乳量に対して 80%のところを調査をしています。これはカバレッジ調査で、100%ではなくて、80%のカバレッジでもって調査をしておりまして、もしも 80%に満たないということになりますと、基礎調査の結果から、80%になるように客体を選定をしているということでございます。

ちょっとややこしいんですけれども、(エ)のところで、補充したといいますか、8割カ バレッジに届かなかったので、新しい客体を選定したものについては、4月分から調査を開 始をしているということであります。

調査の規模は後回しにしまして、2ページに入りますけれども、調査の時期でございます。 (ア)の基礎調査でございますけれども、先ほど申しましたように、12月末日現在で調査の対象期間が毎年の1月1日から12月31日までの1年間の状況をお聞きするということでございまして、調査票の回収日は、12月31日ですから、その翌年の2月5日でございます。

- (イ)の月別調査でございますけれども、調査の期日は毎月の月末現在で調査をしておりまして、1年間、1月から12月までの各月、調査をしております。調査票の回収日でございますけれども、これは県によってまちまちでございまして、調査客体の協力のところがありまして、12日から15日ぐらいまでの幅でもって調査客体から報告をいただいているということであります。
- (エ)の調査事項でございますけれども、基礎調査では、事業所の経営組織であるとか、 従業者数であるとか、生産の能力であるとか、生乳の受けた量、送った量、そういったもの を調査しております。また、生産量とか在庫量まで調査をしているものでございます。
- (イ)の月別調査でございますけれども、これは生乳の地域別の受乳量なり送乳量、牛乳 向けとか乳製品向けにどれだけ量を使ったか、どういったものが生産をされた、それと在庫 量についても聞いているということでございます。

そういった調査をしているということでありまして、調査の従来の流れになりますけれども、23ページのポンチ絵でもって説明をさせていただきたいと思います。23ページの別紙1をお開きいただきたいと思います。

まず、基礎調査の流れ図ということで、従来の実施方法でございます。黒で囲んだところは農林水産本省、緑色で囲んだところが農林水産省の地方の統計組織でありまして、赤で囲んだところは調査員調査で調査をしていただいている部分でございます。

まず、左の方からですけれども、調査対象の名簿の作成であるとか、調査票の原稿の印刷が農水本省で、調査票については、プレプリントも導入して調査客体の負担を軽減しているということでありまして、そういったものを本省でやって、その隣のグリーンのところですけれども、地方の統計組織におきましては、調査対象の名簿の補正をやります。それと、調査員の確保とか指導も行うということでございます。

基礎調査については、調査員で調査をしているものと、国が直接調査をしているものがございます。先ほど言いましたように、月別調査の客体と基礎調査だけの客体というものがありまして、ちょっと複雑になっていますけれども、農林水産省の地方統計組織のところで、右に客体へ矢印が出ていますけれども、月別調査を実施する調査客体においては、往復郵送で農林水産省の地方統計組織から郵送して回収していると、そういったやり方をしているというものが1つあります。

それと、調査員調査が下の赤枠の紫色がかったところでございますけれども、調査員の方には、調査客体への協力依頼・確定ということを毎年、すべての客体に対してお願いをしているということであります。

隣ですけれども、調査票の配付であります。ここで調査客体が自計申告でもいいよと言った場合には、調査票を置いてきて、郵送で回収してもらう。ただ、それでは困るという方については、他計調査ということで、その隣に破線の矢印が向いていますけれども、調査客体への面接、聞き取りによって調査票をつくるという他計申告で調査をしている。

あと、調査客体からの問い合わせ、苦情の対応とか、未回収の調査客体の督促も調査員が やっております。回収は、農林水産省地方統計組織の方に入ってきますので、回収状況等を 確認、これは地方の出先のセンターで確認をしていますけれども、返ってきていないよとい うことを調査員を通じて客体の方に督促をしていただく。そういった流れで調査票を回収し ているということであります。

調査票を回収したものを地方統計組織の方で、調査票の審査であるとか、調査客体への照 会、調査票の入力をセンター段階で行って、各都道府県にある農政事務所に取りまとめて報 告をするということです。

それを、下の流れ、水色のところですけれども、農水本省にオンラインで報告をしていただいて、本省では内容を検討し、場合によっては照会を地方にかけて、客体までかける場合もあるということであります。

あと、グリーンの右上の方にありますけれども、調査客体への謝金も支払っておりまして、これは基礎調査だけのものは除いておりまして、月別調査でお願いしているところについては謝金を支払っているということであります。これは都道府県単位にある機関がそれぞれの客体に対して謝金を支払っているという、そういった流れでございます。

それを民間の事業者の方に委託ということで、25ページになりますけれども、真ん中の赤い枠で囲んだところを民間の委託の対象範囲というように考えています。

まず、左の水色のところですけれども、農水本省では、名簿の作成とか、調査票の原稿をつくって、調査票の印刷、調査票のプレプリント。調査票の印刷をしているのは、プレプリントをする関係で、ここまでは民間の方にお願いすることはできないということでありますので、本省でプレプリントまで行う。

その下、調査関係用品の印刷というのは、調査票を除くわけですけれども、そういったと ころから民間の方に携わっていただくということです。

その上が調査客体への協力依頼とか確定をしていただくということで、これは毎年、すべての客体に対してお願いをしていただきたい。

その隣ですけれども、調査票の配付をするということで、下から矢印が来ていますけれども、1月20日ぐらいになるということです。これは、月別調査の対象は、前年の12月分が本省に報告されるのが1月17日ということで、その結果をプレプリントに入れるものですから、1月20日ごろから調査票を配付していただくということです。

その隣が調査票配付となっています。これは郵送なり、調査員が届けるということも可能ですけれども、どうしても客体によっては郵送ではだめだというようなところについては、破線の矢印が出ていますけれども、客体への面接なり聞き取りによって調査票を作成していただくということであります。

あと、照会なり苦情への対応、調査票の回収状況の確認をしていただいて、ここで確認状況等も表などに整理をしていただくということで、そういった回収状況を確認をしていただくということであります。

その右側では、農林水産省の統計・情報センター、これは都道府県単位の更に下にセンターというのが1県に複数箇所ありますけれども、調査票を未開封のままでセンターの方に回収ということであります。未開封というのは、企業からの協力等の関係で、未開封でもってセンターの方に出していただくということであります。

ただ、ここでセンターへの提出ということであります。センターというのは全国で 180 か所ぐらいありますけれども、それぞれのセンターへ回収することについて、民間事業者について、制限といいますか、制約されているという御指摘も受けておりまして、センターへ返すのか、例えば、本省の方に集中的に報告をもらうのか、そういったところをただいま検討しています。

当初、我が方で考えたのは、本省の方に出していただいても、700 客体ほどの数をチェックするのも物理的にも難しい。また、地方に再度、本省から各センターまで調査票をフィードバックするというのも、経済的にも労力的にも大変非効率だというような点があったものですから、我が方としては、現行の流れの中で、民間の事業者としてやっていただきたいということで今回示していますけれども、先ほど申し上げましたような指摘もございますので、ここについては、本省の方に一本で報告していただくのか、または地方のセンターの方に出していただくのか。民間の事業者も、中央にある民間事業者もありますし、地方組織を持った民間事業者等もあるかもしれないということもあって、幅広く、民間事業者への負担にかからないような仕組みをここで検討してまいりたいということで考えているところでございます。

センターにそれぞれ提出したとして説明させてもらいますけれども、センターでは、調査票の審査であるとか、調査客体への紹介、調査票を入力して、2月15日には本省の方に報告をいただいて、本省では集計・検討を行って、3月20日に公表ということで仕事を進めているというところでございます。それが基礎調査の流れでございます。

次に、月別調査でございますけれども、24ページの従来の調査方法の流れということでございます。24ページの下の方の緑色のところは、基礎調査結果から月別の調査客体を確定していくわけでございますけれども、その結果から調査対象名簿を作成し、真ん中のグリーンのところですけれども、これは地方統計組織ですけれども、ここで母集団の階層分けとか、客体を抽出したり、調査対象名簿の補正をします。その隣ですけれども、客体への協力依頼とか確定を毎年行っている。調査票の配付ですけれども、センターから、この月別調査についても郵送で行っております。それから、問い合わせ、苦情対応とか、回収状況の確認等を行っているということであります。

右の方に行きますけれども、調査票の審査と調査客体への照会なり、調査票の電子化を行いますけれども、ここで農水省の農林水産システムというのが組織の中にシステム化されたものがございまして、そこで入力をして、オンラインでもって各県単位の農政事務所に報告をする。その際、センターでは、ちょっと上に「自家消費分等データ入力」とありますけれども、自家消費のデータを付加して農政事務所の方に報告し、更にそこで、先ほど申しました80%のカバレッジというふうにしていましたけれども、これの20%分を推計をして、翌月の17日までに本省の方に報告するということでございます。

それらを取りまとめて、一番右下の集計・検討なり、結果表の作成、それから、県間交流等データ確認とございますが、これは冒頭申しましたように、出した方と入れた方と、そういった確認をした後、問題なければ、25日に公表としているところでございます。この間、大変短時間でこういった処理を行っていく必要があるということでございます。

それを民間の業務委託ということで、26ページになりますけれども、時間が来ていますので、詳しくはあれしますけれども、この赤の部分を民間の事業者に対応していただくという

ことであります。調査票の印刷から始まって、調査客体への協力依頼・確定、これは毎年お願いしたいということでありますし、調査票の配付の方法とか頻度については民間の方の創意工夫を入れていただく。

それから、客体への対応をやっていただいて、回収状況等については、確認をして、状況 等については表に整理をしていただいて、また後で報告をもらうというようなことにしてい ます。

それと、調査票の審査とか、調査客体への照会、調査票の電子化といったところを民間の 方にやっていただく。調査票の電子化のところは、先ほど申しました農林水産システムにつ いてはOCRで入力していますので、そういった機器類も設置されているところであれば、 対応は可能であるということでございます。そういったものを電子化されて、調査票と突合 した後、農林水産省の農政事務所等に報告をいただくということです。

あと、民間の方にやっていただくのは、調査客体への謝礼の支給であります。今は謝金を払っていますけれども、民間の方は謝礼を払っていただくということであります。先ほど基礎の方で説明し忘れましたけれども、月別調査では、これは19年の実績でございますけれども、1万7,520円相当を支給していただいて、払ったという証明を保管していただきますし、基礎の方では、4,080円相当を謝礼として支給をしていただきたいというふうに考えております。農政事務所に報告していただいて、農政事務所では、自家消費分データ入力であるとか、審査・集計を行って、翌月の17日までに本省に報告、以降は先ほど申しました流れで公表ということであります。

これが流れですけれども、あと、セキュリティの関係のところが重要になりますので、8ページになりますけれども、これは先ほど説明しました「生鮮食料品の価格・販売動向」とほぼ同様ということでありますので、省略させていただきます。

それから、確保されるべき質のところですけれども、9ページに4点整理をしております。 アは、本業務の実施に当たりまして、各工程ごとに、業務内容ごとに作業方針を策定いただいて、農水省と調整した上で、スケジュールに沿って確実に業務を行っていただくということ。

イの照会対応業務でありますけれども、当初から対応する照会対応事例集に沿って対応していただく。

ウですけれども、これは農水省が示す客体すべてから調査の協力を得ていただきたい。エにも関係しますけれども、調査票の回収率は100%を達成をしていただきたいということであります。

以降は細かくなりますので、説明を省略させていただければというふうに思います。 以上でございます。

- 〇小林副主査 ありがとうございました。
  - それでは、御質問、御意見をお願いいたします。
- ○前原委員 2点お聞きします。そもそもこの2つの調査はかなり質の違うもののような感じがいたしました。月別調査は生鮮食品と同じでオンライン調査に限りなく可能性が高い調査ではないかなと思いますので、実施されるときに、この調査でも研究していただきたいなと思います。

もう一つは、基礎調査の新しい案のところで、調査員さんに対する確保・指導というのが

ありませんね。先日、栃木に行かせていただいて、本多さんも一緒に行っていただいて、調査員さんにもお会いしましたけれども、非常にモラルも高くて熱心にやっていらっしゃる姿に感銘を受けました。やはり調査員さん、特に農水省の関係の調査の場合は、ある程度わかっている人を入れないと難しい面もありますので、仮に業者に任せる場合も、調査員さんをどういうふうにうまくここに組み込むかということも検討された方がいいのではないか。先ほど室長がおっしゃったように、調査の質、統計の質を確保するためにも、そういうことをお考えになる方がいいような気がしますけれども、いかがでしょうか。

以上、2点です。

- **○吉田室長** 1点目の基礎調査の関係のオンライン化というところです。今回、基礎調査の中に、生産能力とか、在庫量とか、そういった事項を入れたことによりまして、なかなか調査客体からの協力といいますか、これは企業の営業戦略の最たるものなんで、そういった事項をほかのところに目に触れるやり方では困るというようなこともあって、今、未開封での回収という方法を取らせてもらっています。そういった点、いろいろなところから理解が得られれば、おっしゃったようなオンライン化とか、そういった道もできないことではないというふうに思います。
- ○前原委員 月別調査はやりやすいと思います。
- **〇吉田室長** そんなこともあって、今の基礎調査の仕組みもですね。
- ○前原委員 基礎調査は難しいと思います。
- ○吉田室長 月別調査の方ですか。
- ○前原委員 拝見して、月別調査の方が可能性が高いというふうに感じました。
- **○澤田課長補佐** 21 年度からオンラインを導入する予定としてましたが、今回、この契約は2年ということで、ちょうど市場化の中間年にあたり今後、いろいろな検証等も含めて、オンラインシステムを開発して、月別調査については、次の契約の際には選択できるようなことを検討させていただきたいなというふうに考えています。
- **〇前原委員** わかりました。
- ○吉田室長 それから、もう一点、調査員の指導というんですか、我が方もそういうふうに 考えていまして、特に牛乳乳製品統計といいますのは、いろんな施策の利活用からしますと、 具体的ないろんな数値が国庫支出にも影響するというようなこともありまして、相当正確な 統計をつくっていかなければいけないということもあって、そういった面で先生がおっしゃったような調査員の質の高い方に担当していただくということが重要かというふうに思っていまして、今もそういったことに努めていますけれども、引き続きそういった調査員を確保し、そういった人に携わっていただくということが重要かなというふうに考えるところでございます。
- **〇小林副主査** ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- **○本多課長補佐** 今の調査員の件につきましては、国の調査員を直接使われるということはまだシステム上できませんけれども、当然、相手の調査員の方が受け入れるかどうかということがありますけれども、そういう情報提供みたいなことは努力をしていきたい。この調査に限らず、いろんな意味で考えております。
- 〇小林副主査 どうぞ。
- ○廣松専門委員 まず、基本的点ですが、基礎調査の場合は、これは全数と考えればよろし

いんですか。

○吉田室長 アイスクリームだけをつくっている小さいところは除けば、全数でございます。 ○廣松専門委員 そうしますと、月別調査の場合には幾つかの除外する条件があるようですが、今の実施要項(案)では、基礎調査、月別調査とも、回収率に関しては 100%ということになっています。勿論これを達成できれば大変いいことだと思うんですが、可能なのかどうか、そこがちょっと気になったというのがまず 1 点目です。その点に関して、今の見込みというか、御意見を伺えればということです。

2番目は、先ほど説明の中でコメントがありましたけれども、25ページの新しい流れ図の中で、基礎調査に関して、民間業者から農林水産省の統計・情報センターの方に提出ということになっているようですが、資料 27ページの別紙 3 で見ますと、かなりの数になるものもありますが、1 桁台のようなところもある。そうすると、民間業者としては、これをそれぞれに分けて送ることにかえって手間がかかるというような印象も受けます。そこは少し再考の余地はあるという御意見というか、コメントだったと思いますが、その点についても、今のお考えを伺えればと思います。

それから、これはこの実施要項(案)とは別のことになりますが、調査票を見ていまして、 基礎票の常用従業者数が調査事項となっている、それは大変いいと思うんですが、最近、こ ういう関係の調査の場合に、常用だけではなくて、いろいろ雇用形態があって、そこが注目 されている。更には男女別というのも最近は取るようになっている。そういう意味で、常用 従業者数のところをもう少し細分ができないのかなという印象を受けたんですが、その点に 関して、今、どうお考えになっているのか、以上3点について伺えればと思います。

○吉田室長 1点目の100%回収が可能かどうかという御指摘でございます。当方の調査の中では、調査に協力が難しい客体もいらっしゃいますけれども、実績として100%回収をしているということでございまして、先ほど行政の利活用の面からして、全数ではなくて、8割カバレッジもしていますし、そういった点からして、100%回収を是非ともお願いしたいというふうに考えています。ただ、どうしても調査拒否に遭うというようなところが出てこようかと思いますので、そういったところには速やかに農水省に連絡いただいて、当方からも協力してもらうような対応も併せて考えたいというふうに思っていますので、100%の回収は是非ともお願いしたいということであります。

2点目のセンターへの回収でございます。おっしゃるように、各県全体を見ると、1桁のところもあります。民間事業者の方が、例えば、東京から回収するのも非効率な面というような御指摘もありました。こういった点は、冒頭に説明をさせてもらったときにも触れさせてもらいましたけれども、中央に集めて、ここでもらって、それから処理をして公表に至るまでの物理的な日程とか、予算的な措置とか、いろいろ検討しなくてはいけない点がございまして、それは今、検討を始めているところでございます。ただ、東京といいますか、都市部に一回集めて我が方にもらうのがいいのか、例えば、地方組織を持った民間事業者がいらっしゃれば、逆に、ここに集めるよりも、それぞれのところに返してもらった方がより早く提出できると、そういったところも中にはいらっしゃるかと思いますので、いろんな事業者に対応できるような仕組みができないのかなということで、より民間事業者に負担をかけないような仕組みも入れていきたいなというふうに今、検討させていただいているところであります。

3点目の調査票の基礎調査の常用従業者のところですけれども、これも 19 年から、新しく調査票で、いろいろな委員の先生からの御指摘があって、ここに入れさせてもらったんですけれども、この調査の目的とか、いろんな利活用の面からしますと、男女別とか、そういったものまでこの調査自体に必要かどうかというようなこともございまして、できればここは最小限の調査項目でお願いしたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

- **〇小林副主査** ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- ○椿専門委員 これは確認なんですけれども、基本的には基礎調査で民間事業者が審査や開封できない部分に関しては、業界が非常に抵抗感のある情報が基礎調査にのみ含まれているということで、多分、この調査票の中では生産能力というふうに認識しているんですけれども、これのために、封入型にせざるを得ないとか、いろんな部分があるわけです。その点について、例えば、民間側に、ここはシールを張って提出するとか、その当たりで工夫をして、ほかの月次調査と横並びにできるようなことは、現時点ではなかなか難しいと考えてよろしいんですか。
- **〇吉田室長** 現時点では難しいというふうに判断しています。ただ、これから進めていく上に当たって、これだけは未開封のものをもらうというのは、効率化にもつながらないので、 我が方としては、月別調査と同じような並びでもっての調査委託ができるような形をしたい。
- ○椿専門委員 今後、設計していただく。
- **〇吉田室長** それは相手方には説明して理解を得ていくということが私どもの役目かなというふうに思っています。
- ○小林副主査 私の方から、1つは、謝礼の件なんですけれども、8ページの(ケ)のところに謝礼のことが縷々書いてあるんですけれども、今まで謝礼を払っていたということで、それを事業者に払ってもらうということなんですけれども、「民間事業者が行うこととするが~相当する額とすること」というような書きぶりで、答えてくれた方には謝礼を払うんであれば、すぱっと、決められた謝礼を払ってくださいという決め方の方が事業者としてはやりやすい。事業者は何も考えなくてもいいということであれば、もっとすっきり書いた方がよろしいんではないかというふうに思うんです。それが1つです。契約金の支払いについても、先ほどの生鮮食料品と同じことなんですけれども、そういう御説明だと思います。

あと、全体として、例えば、協力依頼をするとか、あるいは個別の報告業務をするとかということで、事業者のやることがかなり決められている部分が多くて、ある意味、創意工夫とか、質の達成というところに、余り事業者が考えられない、定型的な業務のような印象を私は受けたんです。そうすると、これを効率的にやるということで、事業者の方に何を提案してもらうかというと、コストダウンなのか、先ほど来からセンターのことが問題になっていますけれども、その点で事業者がセンターに、センターが正確性というのを確認できるので、センターさんに持っていくときに、どういう効率的な方法があるのかというのを逆に提案してもらうとか、どっちがコストを負担するか、農水省がコストを負担するのか、事業者がコストを負担するのかということの切り分けが、今のところ、うまくできていないような気がしているんです。だから、少しお考えいただきたいのは、事業者にこの業務で何を提案していただきたいかというところをもう少しクリアにしていただけないと、いろんな報告義務といいますか、講ずべき措置等で縛られている部分が多いというような気がいたします。

組織の専門性についても、先ほどの生鮮食料品と同じような印象を持っているんです。 長くなりましたけれども、以上です。

**〇吉田室長** 1点目の謝礼のところなんですけれども、我が方は今、お金で支払っているんですけれども、当初、謝金というようなことで考えていましたけれども、余り固定しても民間の方のいろんな創意工夫を制限してしまうというようなこともあって、こういった書き方にさせてもらっているところなんです。この辺のところは再度、固定した方がいいのか、その方が民間の方が払いやすいのか、今のところ、私どもとしては、幅広くしたつもりでいるところなんでございます。

それと、事業者の創意工夫ですね。

- **〇小林副主査** どこに創意工夫を求めるか。
- **○吉田室長** 確かに、いろいろな報告を求めているものがあったりしますけれども、一番創意工夫をお願いしているところは、客体への確定といいますか、客体への依頼といいますか、そういった面とか、調査票を配付するのも今は調査員が配付したりしていますけれども、それはいろんなやり方があるのかなと、そこは創意工夫していただきたいと思います。今、出かけて面接をやったりしていますが、そういったことも民間の方の対応によっては、行かなくても、郵送なり、ほかの手法も取り入れたりできるかなと、そういったところの工夫をやっていただければというふうに考えているところでございます。
- ○小林副主査 もう時間になっているんですけれども、「牛乳乳製品統計調査」の実施要項 (案)の審議をこれまでにしたいと思うんですが、事務局から確認すべきことがあったらお願いいたします。
- **○熊埜御堂参事官** 今の小林副主査の御発言ともちょっと絡むのですが、事務局でももうちょっと整理が必要だなと、特に基礎調査については思っておりまして、まず、謝礼を現状は基礎調査のみの客体は除いて出されているんですね。今度、新たな実施方法になったときに、基礎調査のみの主体には出さないということが論理的に立っていられるのかどうかというところの吟味をきっちりしていただきたいと思っているのです。

つまり、今までは恐らく、郵送でやっているものについては出すのだ、そうでないものは 出さないのだという整理で立っていられたと思うのです。そうすると、今回は、配付のやり 方は自由になりますから、何でこっちは出すの、こっちは出さないのと、恐らくぐちゃぐちゃになります。そのときに、郵送のもの、月次のものだけは出します、単独のものは出しま せんという理屈がちゃんと立っていられるのかどうかというのはよくわからないところが あります。恐らく農水省さんできっちり整理されないと、民間事業者は混乱すると思うので す。そこはきっちり整理していただきたいというのが1点。

それから、封入を入れられるという基礎調査については、それは考え方としては理解しているつもりなんですが、封入を入れるという方向性がある一方で、聞き取りでないと答えられないというところが残っているというのは一体なぜなのだろうというところです。

例えば、民間事業者から全部郵送配付、郵送回収したいと言ってきたときに、これはどういう問題があるというふうに民間事業者におっしゃるのか。それから、例えば、センターに郵送回収という提案があった場合に、今は民間事業者に郵送、回収ですが、センターに回収する、センターに送ってくださいというと、センターから来るかどうかの照会等を、民間事業者がどういう連絡をするかでちょっとやり方が変わってくるのです。例えば、督促だけを

するとか、そういうやり方を取るということが可能なのか、可能でないのか。つまり、民間 事業者からどこまでの創意工夫をすることが許されているかというのはちょっとわかりに くいのです。

一方で、審査という業務がここには入っていないんです。本来ならば、審査まで全部一貫すれば、回収をここがやるというのは非常に合理的なやり方なんですけれども、審査のところはセンターでやるという形になっているものですから、そこの整理をどうするのかというところが、民間事業者からすると、そこまでやらないのに、何で回収をやらなければいけないのだというところは残る気もするのです。

だから、その辺りを、今、小林副主査の御発言にもありましたように、整理していただいて、例えば、案の公表、意見募集するにしても、そういうところはまだ余地があるし、いろいろやりとりがあるんだということなのか、それとも農水省としてこういうことでやってほしいと、一応決めたのだということでやるのかというところは整理をしていただかないと、こちらの議論も十分反映していないのか、反映しているのか、よくわからないということになりますので、そこはきっちり整理をしていただきたいということを事務局として強くお願いしておきたいと思います。

○小林副主査 よろしいでしょうか。それでは、これら2件の実施要項(案)につきましては、次回の審議で議了する方向で整理を進めたいと思いますので、農林水産省におきましては、本日の審議や意見募集で出された意見の内容を踏まえて検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日、委員の方で質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にまたその結果を送付していただくようにいたします。本日はありがとうございました。

## (農林水産省関係者退室)

**〇小林副主査** ここで 5 分休憩して、1 6 時 5 分から再開したいと思いますので、よろしく お願いいたします。

( 休 憩 )

#### (農林水産省関係者入室)

**〇小林副主査** それでは、審議を再開いたします。

続きまして、「木材価格統計調査のうち木材価格統計調査」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、農林水産省生産流通消費統計課の佐藤課長に御出席いただいておりますので、本調査の概要、実施要項(案)の内容等について御説明いただきたいと思います。説明は20分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○佐藤課長** 生産流通消費統計課長の佐藤です。今日はひとつよろしくお願いしたいという ふうに思います。あとは、座らせていただいて資料の説明をしたいと思います。

木材の関係の統計調査ですけれども、今日は、そのうちの流通統計調査の木材価格統計調

査の関係の民間競争入札実施要領の関係について御説明するわけですけれども、もともと木材の統計というのは、大きく言えば2つに分かれておりまして、1つは、生産量とか、出荷量だとか、そういうものを調べる木材統計調査と、今日、御相談する、価格などを含めた流通の関係を調べる木材流通統計調査の2つの形になっています。これは18年の1月からこういう形になったということで、それまではどちらかというと、製材だとか、合単板とか木材チップとか、物別にある程度整理していた体系になっていたんですけれども、18年1月からそういう形になっているということでございます。

木材価格統計調査の概要等ということで、順次、この資料の1ページから御説明をしたいというふうに思います。この木材価格統計調査ですけれども、素材や木材チップの価格及び木材製品の価格水準を調べているものでございまして、それは木材の需給及び価格の安定等流通改善対策などなどに使われているというところなんですけれども、いずれにしても需給動向について、四半期ごとに林野庁の方が整理しているという中で、こういう価格の動向が使われているというような形になっております。また、極端に木材価格が下がることになれば、中小企業対策というのも当然打っていかなければならない。そういうときにも使われるかというふうに思っておる次第でございます。

そうした調査ですけれども、従来は農林水産省の地方統計組織を通じて実施していたわけですけれども、今回は民間委託ということを進めたいというふうに思っている次第です。調査の手法は大きく2つありまして、1つは郵送調査という手法と、あとはオンライン調査ということで、これは今年の1月からですから、まだ間がありませんけれども、IT化が進んでいるということもあって、こういうものをどんどん取り入れていきたいというふうに思っている次第でございます。

調査の対象は、素材・木材チップ価格調査の場合は、製材工場、合単板というか、合板をつくる工場及び木材チップ工場ということで、パルプだとか、そういう原料になるところの工場です。

それと、木材製品の卸売価格の方は、木材市売市場という卸売市場のようなものです。それから、木材センター、あるいは木材販売業者のうちの卸売業者という、卸売関係みたいな人がいるところの話です。

調査の規模というのは、調査対象 400 工場等となっておりますけれども、アに係る分が、現在調査しているのは 335、イに係るものは 69 となっております。後でまた資料も出てまいります。

こういうような調査行為をどうしているかということについてですけれども、アの方につきましては、消費量や生産量のおおむね80%をカバーするということで、32件ほど選んでおりますし、製品の方は、消費量とか販売量を考慮して、都市部中心ということになりますけれども、10件ほど選んでいる中で、調査品目の取扱量が多いだとか、あるいは調査協力ということも考えまして、国の方で工場を有意な形で選定しているという形になっております。直近では、平成18年に見直しをしておりまして、大体5年単位で見直しはしておりますので、今後も同じような形でというか、委託する場合にも引き続きこういう形でやりたいというふうに思っております。

調査時期ですけれども、1月から12月ということで、毎月実施する。一応、年間の1~12というシーズンでこの場合は調査をしております。調査の期日は毎月15日で行うというの

が基本でございます。

調査事項については、それぞれ次のとおりとするとありますけれども、素材で言えば、素材の購入価格ということで、製材工場、合単板工場及び木材チップにおける工場着価格というものを調べております。そのほかに、素材購入価格の対前月差とか、価格変動の要因というのも調べておりますけれども、購入価格というのがきちんとなっているかどうか、実態をあらわしているかどうかということをある程度検証するために②とか③という項目があるということで、実際の公表は①を中心にしなから②という部分も載っているというような形になっておりますけれども、そういったものでございます。あとは、木材チップも木材製品も同じような考え方ですので、省略をさせていただきます。

2ページ、3ページに行きまして、調査の品目及び規格の一覧表というのがございます。 冒頭にお話ししましたように、木材統計調査の生産量だとか出荷量の調査をしている方で、 流通量が多いというようなものの中から、価格指標として重要度の高い品目を選んでいると いう形になっておりまして、製材用素材ではこの表のとおりになっておりますし、製品、製 材品の方は次のページのような形になっている次第でございます。

そういうものを調べていくということですけれども、調査の流れは、従来どうなっていたかということですけれども、まず、先ほど調査客体の話をちょっとしましたけれども、これは基本的に、一度決めたらということはないですけれども、5年間はある程度固定ということですので、その間では継続を原則とするという形にしております。

その選び方は、先ほど話した重要な県の中から、情報センターといううちの地方組織の方で選んで、それで調査協力をしてくれるかどうかということも確認しながら選定をしているという形になっております。

また、調査の実施に当たっては、こういうふうに書くんですよとか、こういう調査の内容なんですよとか、この調査の目的はこういうことなんですみたいなことで、調査客体をきちんと訪問して説明しているということで、そういうことから非常に協力が、後で御説明しますけれども、きちんと得られているということになっております。

続いて4ページの方に行っていただきまして、調査手法が郵送の調査とオンライン調査の 方法があるというような話をしましたけれども、そのやり方を(イ)のところで整理をして おります。オンライン調査は、登録作業をしてから、実際にこれで回答する人はこれでとい うことで、後で具体的な数字も出てきますけれども、登録をしたからすぐそれで報告される という形にはなっていない部分がありますけれども、オンライン調査というものを増やして いきたいなというふうに思っております。今のところは、現実の実施状況は1割ぐらいにな っているというところでございます。

調査票の回収なり督促などをしまして、きちんと回収をするということで、その後は、調査票の審査及び疑義照会ということをきちんとして、実態を反映している価格がちゃんと報告されているかということで、きちんと検証して、それを (オ) とか (カ) ということで、都道府県別の集計なり、更に全国の集計をしていくということで、そのときには前月の価格との比較だとか、変動の傾向だとか、そういうものをチェックしながら、きちんと数字を固めていくと、こういうことにしております。

最後に、1年間調査が終了すれば、調査客体には謝金を支払ったりもしております。

今回、木材価格統計調査に係る請負業務の内容ということで、請負業務の内容をずばり言

えば、この下に書いてあるように、請負業務は、木材価格統計調査における実査準備から調査票の配付・回収、督促、照会、審査、集計、調査票ファイルの作成・報告、都道府県別結果表及び第1報結果表の作成ということで、出口と入口を除けば、ほとんどやっていただくということなんですけれども、そこをわかりやすくということになれば、少しめくっていただいて、とりあえず一度、表を見てもらった方がいいと思います。

25ページは従来の実施方法ということで、本省でやる部分が黒い部分になっていて、緑枠の二重線で囲んでいるところが地方というか、うちの地方組織の方でやっている部分ですけれども、1~2枚めくっていただくと、ほとんど同じような図が出てきます。別紙4というところです。赤い二重線で囲まれている部分を今回、請負業務ということで出したいということで、しからば、何が国というか、本省の方でやっているかということになると、母集団の管理及び云々と書いてあるように、そこのところでどこを調査するかという調査客体を決めていることと、調査票等の原稿作成ですから、何を調査するかという調査企画をきちんとやっているというところでございます。そして、最後に結果の分析・公表とあるように、毎月、月末の公表は農水省で行うという形になりますので、出口と入口を除いたほとんどの部分、調査を調べて、きちんと数字が出ているかどうかということをやっていただく、それをうちに報告してもらうというような形になります。

申し訳ありませんが、もう一回 5 ページに戻っていただきたいと思います。業務の期間は、 平成 20 年 11 月 1 日から 22 年の 12 月末日ということで 1 年と、途中からになりますけれど も、 2 か月ほどということになります。

農林水産省からの貸与物件ということで、調査関係用品、印刷原稿だとか、いろいろ、① ~⑨まで、必要なものはお出しするということです。先ほど、都道府県別だとか、そういうような調査票のチェックをするときに、ある程度のチェックの仕方が書いてありましたけれども、かなり細部の部分もございますので、そういうことについては③にある集計、審査、検討事項一覧表というものを渡して、それで検証というか、チェックみたいなことはきちんとやっていただくことを考えていますので、その辺のところはすべてこの要領に書き切れているわけでもありませんけれども、そういう形で細部の方はやらせていただきたいなというふうに思っております。

次に、6ページにまいりまして、ウの業務内容ということで、どういう業務内容かということですけれども、それは各工程ということで、①の実査準備から⑤の謝礼の関係まで、5つの工程がありますよということで整理をしております。

全体を通じての留意事項ということで、黒ポツが5つほどございまして、例えば、この業務を実施するに当たり、ちゃんと作業体制を整えなさいよという最初のところだとか、あるいはスケジュールをちゃんと策定して、人もちゃんと調整してくださいというような、全体を通じての留意事項があります。

それから、(イ)から順次になりますけれども、これは工程ごとの作業内容と留意事項ということで、①の実査準備に対応するものが(イ)の調査関係用品の印刷と(ウ)の調査客体への翌年の調査連絡確認になります。そういうようなことをきちんとやってくださいという話ですけれども、もし何か問題が起きるとすれば、調査継続が困難になって場合ではないかということで、そういった場合にどうするかということについては、ただし書きということで、それはちゃんと整理をしております。うちに連絡してくれれば、代替を選定するとい

うことで、その連絡もするというふうにしております。

続いて、(エ)から(キ)までのところは、②の実査の関係の作業内容と留意事項に関する部分で整理しているものでございます。調査関係用品の配付をして、オンラインの場合は登録作業をしないといけない、それから、いろんな問い合わせだとか、そういうことにも対応していただくところですけれども、説明をしていかなければいけないのは、8ページに行きまして、調査票の回収・督促というところがかなり大事です。郵送だとか、オンライン調査システムによるというのが原則ですけれども、いろいろ事情があって、ぎりぎりになってFAXを使うという場合もこれまでにもありましたので、そういう場合はFAXでもいいということで整理はしております。

それから、オンライン調査システムの関係の利用割合は今、10%ですけれども、これについてはどんどん増やしていきたいので、その上に書いてあるように、調査客体の利用拡大に努めることというふうにしております。それがある意味ではまた調査の効率化につながるんではないかというふうに思っておりますので、そういうふうにしております。

続いて、(ク)ですけれども、③の審査の作業内容と留意事項に対応した部分ということで、これは調査客体の疑義照会を随時やってもらうという部分でございます。そこら辺をどういうチェックの仕方をするかというのは、先ほどもちょっとお話ししましたように、集計、審査、検討事項一覧表という、もう少し細かいものを出したような中できちんと審査をしていただく予定にしております。

続いて、(ケ)から(シ)につきましては、集計等の作業内容と留意事項にかかわる部分でございます。報告が来れば、調査票レベル、あるいは都道府県別の結果表とか、国で公表する第1報の結果表みたいなものが順次できていくわけですけれども、そういったものの報告期日を定めております。恐らく、(ケ)から(シ)というのは、ほぼ同時にうちの方に上がってくるんではないかというふうに思っております。その検討の留意事項は(シ)の方で整理しております。

(ス)の調査客体への謝礼の話は、⑤の謝礼の作業内容と留意事項について整理している ものでございます。

工程ごとに、ある程度、どういうことをしなければならないかということで、きちんと整理をしております。

続いて 10 ページに行きまして、工の情報セキュリティ管理という部分が出ております。 統計情報というのはかなり個別の情報を扱っている部分もございますので、この辺はきちん としなければならないということで、ちゃんと項目を起こして書いております。情報漏えい 防止を初めとする情報セキュリティを確保するための体制整備をし、責任者を置くとともに 云々ということで、きちんと書くような形にしております。

オに、納品物件ということで、何をうちに提出しなければならないのかということは、こういう形で明確化しているところでございます。

これが請負業務の内容なんですけれども、その請負業務の内容に続きまして、業務受託に関する留意事項ということで、業務受託する上での全体的な留意事項というのは(3)以降で整理をしております。例えば、どういうことかといったら、ちゃんと作業するための必要な設備だとか、場所は当然ないとだめだとか、あるいは調査をする場合の名称の用い方とすれば、農林水産省木材価格統計調査事務局だとか、そういう使い方にしなさいだとか、そう

いうことを整理しているところでございます。

そういうことを踏まえてきちんと仕事がなされれば、(4)の契約金の支払いについてということで、ちゃんとお金を支払うという規定があります。

(5) に、業務遂行に当たり確保されるべき質ということで、統計値の数字の結果は同じでも、やはりちゃんとプロセスを踏んで、きちんとした数字をつくっていくということが、制度を確保する上でというか、そういうような行為の積み重ねで統計の信頼性が得られているというふうに思いますので、その辺のことをちゃんとするための留意事項ということで、(5) で整理をしているところでございます。

2の木材価格統計調査の契約期間は、先ほどの業務期間のような形で整理をしております。 3以降の民間競争入札に参加する者に必要な資格云々につきましては、他の調査と共通事項も多いので、説明上は省略をさせていただきたいと思っております。

最後に、現行、どんなような形で現実に調査結果が出ているかというところで、39ページを見ていただきたいと思います。

目標の達成の程度ということで、100%回収をしているかどうかということですけれども、木材価格統計の調査の場合は、事前に調査に協力してくれるかということを聞いていることもあって、100%になっております。普通にやれば、請負に出しても大丈夫だというふうに思っておりますけれども、木材を扱っている業者につきましては、中小企業も多いので、経済環境も必ずしもよくもないような状況です。したがって、いろいろ調査をお願いするとか、連絡するだとか、そういったときには、こまめにというか、丁寧にやっておくことが必要で、したがって、先ほどの請負業務の内容の中にも、くどいぐらいそういうことが書いてあるような気もなさるかもしれませんけれども、そういう積み重ねが100%回収につながっているということなんで、何もしなければいいということではないので、そういうような書き方にしております。

もう1ページめくっていただいて、40ページですけれども、従来の実施方法ではどうだったかということですけれども、今のような話なものですから、調査客体からの問い合わせについては迅速・丁寧・正確に回答しているだとか、調査客体もきちんと選んでいますよというふうになっています。注記事項にあるような結果として、回収率は100%になっております。

オンライン調査については始めたばかりなものですから、登録をしてもすべての方々にはなっておりませんし、この登録者数をどんどん増やすことが必要だというふうに思っておりますので、それをきちんとやりたいというふうに思っています。

それから、木材チップ価格調査ということで、照会とか疑義照会というのはどういうものかということで、3件とか36件とか書いてありますけれども、調査客体から照会があることが多い例というのは、取引がなかった場合にどう書いたらいいんですかと、こういうようなこととか、あるいは疑義照会の方は、価格が上下することが結構あるんですけれども、そのときに要因が書いていないので、本当にこれで問題ないのかということがわからない場合があるんで、そういうことを疑義照会している場合が結構多いというような状況になっております。そういうことの実態を踏まえた中で、うまく請負ができるようにということで、ある程度整理したつもりでおりますけれども、またいろいろ御意見をいただければありがたいかなというふうに思っております。

説明は以上でございます。

- **〇小林副主査** ありがとうございました。 それでは、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。
- ○前原委員 1点だけお聞きします。オンライン調査を10%されたということですけれども、されたことで、役所の方でメリットと思っていること、マイナスの面、被調査者の方で、オンラインにしてメリットがあると思っていることは何か、あるいは問題があるとしたら何かということを教えてほしい。それから、今、10%ということですけれども、コンピュータを入れて、見込みというのか、ポテンシャルがある対象は何%ぐらいいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。
- ○佐藤課長 まだ始めたばかりの部分があるんで、具体的な話は担当の方からさせてもらいますけれども、最初、私たちが考えたときには、こういう社は大きいところを中心に、3割とか5割とか、一定のところまで行くんではないかなという中で、ただ、現実に、こういうやり方ですよとか、ああいうやり方ですよとか、説明するのに結構手間がかかったという感じなので、1年ぐらいすれば、もう少し、こうですよとも言えるんですけれども、こういうふうな手続で、こういうようにしてくださいと言ったときに、コンピュータの機種だとか、そういうことまでよく聞かないとうまく整合しないものですから、最初の出だしのところはなかなか大変だったというふうに聞いています。実際の効果みたいなことになれば、担当の方からお話しした方がいいかもしれません。
- ○北村課長補佐 実際の効果ということになりますけれども、まず、国側としてマイナスという面では、受ける側は毎月登録作業をしなければいけないということがありますので、その手間が今かかっていますので、そこがもう少し何とかならないのかなと考えております。メリットといたしましては、今まで手入力していたものを、電算で来て、すぐそのまま加工できるということで、集計上はメリットがあるというふうに考えております。

あと、調査客体の負担についてでございますけれども、まず、負担と考えられることは当然入力するということですけれども、一方で、今まで郵送という手続をしていましたけれども、そういう行為がなくなったということで、回収といいますか、ポストまで行く道のりといいますか、そういうものはなくなったということで、効果があるというふうに考えております。

ポテンシャルということでございますけれども、私ども、意向を聞いた段階では、おおむね今、25%ぐらいはあるんではないかというふうに考えております。先ほどの説明もありましたように、木材の工場につきましては中小が多いものですから、パソコン自体は入っていますけれども、まだオンラインというところまで必ずしも普及していないということから、そのように考えております。

以上でございます。

- **〇小林副主査** ほかにいかがでしょうか。
- **○廣松専門委員** 単純な質問ですが、あるいはシステム側の問題かと思いますけれども、毎 月登録しなければいけないというのはどういう意味なんでしょうか。
- **〇北村課長補佐** それにつきましては、新規もございますし、今まで登録された方について受付しなければいけないので、例えば、1月部分については、この期間に受付をするというような機械的な更新作業というものが毎月発生してきてしまうということです。

**○佐藤課長** 実際システムを持っている総務省さんともいろいろ相談しなければいけないのかもしれないんでけれども、要は、毎月毎月やることを想定している調査と、そうではない調査のものが1つの仕組みの中に入っているから、多分、こういうことが起きるんではないかと思うんです。いずれにしても、その辺のところは始めたばかりの中で、私たちも気づかなかった点があるんで、もっと関係者と御相談したいなという気持ちはあります。

#### 〇小林副主査 どうぞ。

○廣松専門委員 この調査の場合に、先ほどお話がありましたとおり、調査対象者には事前に承諾を得た上で協力をお願いをしているとのことで、それが100%を実現している一番大きな要因のように思えます。勿論、その間、フォローアップというか、調査対象者に対して、いろいろな協力依頼等含めてやっていらっしゃるだろうと思うんですが、それを今まで農林水産省としてなさっていたから、効果があったと思うんです。これを民間に委託したときに、この一番生命線のところをちゃんとやってもらえるか、そこがちょっと気になる。今の見込みというか、その辺のところの考えを少し伺いたい。

それから、このこと自体は私もいいと思いますが、契約は、とりあえずは2年間ですね。 勿論継続ということはあり得るだろうと思うんですけれども、まさに調査対象者への協力依 頼だとか何とかは、やはりある程度、継続性が必要になるんではないかと思うんですが、そ の辺のお考えはいかがでしょうか。

○佐藤課長 100%不安がないというわけではないんですけれども、しかし、私たちの場合も、選定をして、そのときには御協力願えますかということは、新規の場合は必ず聞くようにしています。あるいはまた、2年間とか5年間だとか、節目のつくり方がちょっと違うかもしれませんけれども、その節目ごとにはきちんとした対応を国としてもしないといけないのではないかというふうには思っております。ただ、決まった間のことというのは、任せないと業務の効率化になりませんから、そこはよろしくお願いしたいという中で、手抜きはいけませんよということで、連絡だとか、そういうことは密にやってくださいねという表現にしているつもりでおります。

**〇小林副主査** ほかにありますか。どうぞ。

○椿専門委員 評価項目の中で、今までは農水省が手厚くやっていて、業務のことがよくわかっている方が対応するということでうまくいっていて、今回、いろんな関係で、コミュニケーションの問題が落ちてしまうというリスクだけが非常に気になっていて、そのために組織の専門性の必須項目の中に、流通関係の基本知識とか業務実績とか、もしくは同等のというようなものが入っているわけですけれども、この中で、今の100%という質の方を確保するための専門性として、非常に重要な部分というのは、実際に現場の方とコミュニケーションがきちんとできるということですか。それとも、むしろ専門性の知識の問題なのか。その辺、何が大切なのかということに関する御意見がありますか。

**〇佐藤課長** 専門知識も重要かもしれませんけれども、コミュニケーションがある程度できないとだめだと思うんです。そのときに、最低限の知識みたいなものがあると思っていて、例えば、北洋材と言ったらロシアから入ってくる材木のことだとか、米材と言ったら、アメリカ、カナダから入ってくるものだとか、ある種の基本的なこと、用語の定義みたいなことは、統計上の用語解説でも見れば後ろの方に出てくるんですけれども、そういうものがある程度頭に入っていないとだめなんではないかと思っています。

そういうのがあれば、これはどうして上がっているんですか、下がっているんですかというふうに聞けば、先日までは米ツガ材というのは、カナダとかアメリカでストがあって、こっちに輸入されにくくなって、その関係で値段が上がったとかがあるんですけれども、そういうような興味を持てば、そのうち慣れてくるかもしれませんけれども、まずそもそも米ツガ材というのはどこから来るんだ、あるいはツガというのは、マツだとかスギだとかヒノキのたぐいのものなのかどうかとか、ある種の基本的な部分だけはないとだめなのではないかというふうに思うんで、そこだけは必須ではないか。

ただし、それがものすごく難しいことかと言えば、私もどちらかというと農業分野なものですから、木材のことは詳しくはないですけれども、そういうのは2~3日勉強すれば、そのぐらいで十分かと思いますけれども、こういう調査をしたいというところが、私たちが聞いたときに、それは全然考えてもきませんでしたとかいうふうに言われたら、さすがに業務を任せる方としては考えてしまうなというふうに思います。

更に、もっと専門知識があって、今の木材工場はどういう経営状況にあって、こういう問題があるだとか、住宅着工戸数が落ちているから、最近はいろいろ問題があるんではないかとか、あるいはアメリカのサブプライムローンすら影響しているんではないかと、こんなふうになってくれば、それはあるにこしたことはないですけれども、あればなおさらいいということではないかというふうに思っていますけれども、最低限の知識だけはお願いしたいなというふうに思っております。

○椿専門委員 ありがとうございました。

**〇小林副主査** この実施要項を拝見すると、非常に細かく業務のプロセスが書いてあって、 この分野では農水省の方の知識がものすごい、やはりプラクティスがあったんだということ がわかるんです。例えば、照会対応事例集はいいかもしれないですけれども、作業方針を策 定して調整するとか、あるいは回収不能となったら農水省の指示を仰ぐとか、いろいろ出て いると思うんです。民間は、これのとおりにやればいいのか。このとおりに設定された質を 確保しながら、コストを押さえてやるという任務だけなのかといったところでは、普通、創 意工夫をといったときには、資源を投入して、あるアウトプット、プロダクトをつくるわけ です。プロダクトが求められた水準だったらよくて、プロダクトを出すときのプロセスとい うのは、細かい、いろんな制約があるかもしれないけれども、そこのプロセスとかアクティ ビティーに創意工夫を出すわけではないですか。それが全くこの実施要項にはなくて、これ だったら、ちょっと失礼な言い方ですけれども、農水省の方が自分のノウハウを出して、自 分が参加して官民で取ってしまう方がよろしいんではないかとも思えるぐらいなんです。だ から、民間に何を求めているのかというのがよくわからなかったというのが率直なところな んです。これを民間競争入札するとして、想定される入札参加業者さんはあるんでしょうか。 **〇佐藤課長** 想定業者の方は私は余り考えてこなかったんですけれども、その前のいろいろ お話があったことについては、2つに分けられるなというふうに思っていて、1つは、今回、 現実に請負業務に出したら、どういったところが効率化されるのかみたいなことになったと きに、国ですから、配付だとか回収というのもかなり画一的になっている部分があるんで、 もっと配付とか回収の仕方というのは大胆なやり方があるのか、ないのかという部分と、実 際に集計とりまとめも、我々は段階を踏んで、それぞれ合っているかどうかというチェック を、し過ぎとは言いませんけれども、そういうような感じのところがあるんで、もっと効率 的なやり方があるのではないかという具体的な部分と、一方で、こういうような統計調査そのものをどうするかみたいな仕組みとしての問題がもう一つあるんではないかと思うんです。

ただし、この場合は、国の方も、どの調査品目を調査しなければならないかという行政的なニーズもありますので、それとの兼ね合いで考えないといけないのですけれども、逆にそういったところで御提案があればということなのかもしれないんですけれども、もし仮に2年間やっていただいて、そういう御提案があったところは、是非とも、その後も継続的に、前やったところを優先するわけにはいかないのかもしれませんけれども、いずれにしても、そういった御提案がもしあれば非常にありがたい。細かな効率的なという意味での民間活力の生かし方と、この調査の手法はもっとこういうやり方でやったらいいんではないかという、要領そのものから更に上を行くような話ですけれども、そういうような部分で、今ちょっとお話があったようなコメントをもしちょうだいできれば、国の方としてもありがたいという話なんです。

ただ、そういうことを入札実施要領の最初からの目的にしておくことは、ある意味では、 業者にとってみればものすごい負担感になるというふうに思いますので、そこのところは、 そういうことを書くのではなくて、終わった後にもう少しそういう御意見をいただければあ りがたいかなというふうに思います。ねらいはそういうところにもあるけれども、そこまで 書けば、負担があり過ぎて難しくなり過ぎるんではないかなという気もしております。ここ になるとか、そこまでは想定はしていないんです。

○小林副主査 参加の可能性があるということですか。入札参加資格のところにあるような、 林業とか木材の流通関係の基本的な知識があるといったところが、特別のトレーニングなお どをするということもあるのかもしれないですけれども、それはまたコストがかかりますか ら、そういった知識のあるところがこういう統計業務をやる。

○佐藤課長 先ほどちょっと専門性の話が出ましたけれども、ものすごく過度な専門性を求めているつもりはないんで、この統計調査業務に参画したいという意欲があるような普通の一般的な調査業者であれば、別に否定するものではないと思います。ただ、現実に応募してきたときに、木材のことは1つも勉強してきませんでして、これから勉強したいと思いますと言われたら、さすがにちょっと、そういったところは外したところで選ぶほかないんではないかなというふうに思います。

○小林副主査 これを業者さんが読んで、参入しようか、しないかというのを決めるときに、ほとんどマニュアル化されているような印象を持つので、このマニュアルどおりにやって、どこでコスト削減するのかとか、結局、100%達成できなくても、ディスインセンティブはないから、農水省の指示を仰げばいいかというような、その意味で、民間のノウハウを生かすというよりは、消極的な対応になってしまって、ここに出ている情報が既存の、ある意味、ベンチマークで、そのベンチマークでペイするんだったらやってみるかというような形になるんではないかというふうに危惧されるんです。

だから、何はやらなければいけないけれども、ここは是非創意工夫を発揮してくださいというような切り分けが、ここで読み取るのが難しいと思うんです。私は木材のことなどは全然知らないので、先ほど言われたようなことも全く知らないし、こういう業務に応募してくる方が当然普通に一般常識としてそういうものを持っているのかどうかというのもよくわ

からないので、例えば、評価方法のところでも、統計業務をやっている人からすると、必須項目審査と書いてあるところの方がかなり難しいような印象を持つんではないか、加点の方がかえってやさしいみたいな気がするんではないかと思えたりするんです。だから、民間競争入札に出すに当たって、この実施要項の書きぶりが、そういう意味では非常にマニュアル的というか、定型的な、これはやってもらわないと困るというような雰囲気がするので、そこのところでこれが入札参加を促進するかというと、なかなか難しいのではないかというような印象を受けたんです。

○本多課長補佐 想定業者のことにつきましては、特に木材統計調査ということでは、どこにやり手があるかということはまだわからないんですけれども、その前に、我々は昨年、農林水産省として民間委託を進めるに当たって、今後、公共サービス改革法に基づく市場化をやっていくということに当たりまして、民間会社の皆さんを呼んで、御意見をいろいろ聞いたんです。10 何社お集まりいただきまして、そのときにいろいろ民間の方々から、農水省さんが民間委託をするとして、こういうふうにやってもらいたい、我々も自分たちのノウハウを使って積極的に参加していきたいという表明を各社から受けたんです。そのときに民間の方々が言われたのは、やはり一番難しいのは農水省の調査の専門性が非常に難しい。そこのところは官の側のノウハウをいただきたいという要望が非常にあった。ただ、例えば、都市型の調査であったりとか、郵送型の調査であったら、官よりもコストも安く、効率的にやる自信があるということを、大体声をそろえておっしゃったんです。

そういう中で、我々としては、我々の専門性のノウハウのところはできる限り、委託に出すときには丁寧にマニュアル化して出すことによって、受ける側が受けやすいんではないかというふうにこれまで考えて取り組んできたところです。また、効率化できるところ、我々が発想できるところは、こういうところにもうちょっと効率化をやってくださいという色をつけるのも確かに先生おっしゃるとおりだと思いますので、その辺は工夫したいと思いますけれども、そこのところは民間の調査会社の方は自信があるところだというふうにおっしゃっておりますので、そこに対する期待も我々の中には正直ありまして、そういう意味では、この調査について言えば、オンライン調査や郵送の方法等について、効率化を進めれば、官よりもコストが削減できるんだと思うんです。そういうところが色濃く出るような工夫というのは、先生が言われたように必要だと思います。我々としては、そういう意味では、想定できる業者は、特にこの調査は受けやすいんではないかなというふうには思っています。今まで民間の事業者に聞いた範囲の中では、受けやすい調査ではないかなというふうに思っています。

○小林副主査 その意味では、めり張りをつけるというか、民の方が創意工夫を発揮しやすいところと、今まで蓄積していて、官の方でやりやすいというか、既にもうあって、それを出せばいいところを切り分けないと、かえってコストがかかったり、手間がかかったりするという非常に悪い結果になる恐れがあると思うんです。だから、そこのところが、これ全体を見ると、読み取るのはちょっと難しいのではないか。どこを農水省の方に頼ったらいいのか、自分たちはどこで自由裁量を発揮してやったらいいのかというのが非常に判りづらい書きぶりになっているような印象を受けました。

**○本多課長補佐** わかりました。牛乳でも同じような御指摘がありましたので、民の創意工夫の範囲のめり張りを検討したいと思います。

○小林副主査 よろしいでしょうか。では、時間になりましたので、本日の「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」の実施要項の審議はこれまでにさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

- ○事務局 それでは、本日御議論いただいたことを踏まえて、必要な部分につきましては、実施要項に修正を加えた上で、とりあえず案の公表をさせていただきまして、民間からの御提案もいただきながら、実施要項を詰めていきたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。
- **〇小林副主査** ありがとうございます。それでは、本実施要項(案)については、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、農水省におかれましては、本日の審議や、意見募集で出された意見の内容を踏まえて検討を進めていただくようにお願いいたします。

また、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局で整理していただいた上で各委員にフィードバックしたいと思います。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。

次回の審議につきましては、事務局から追って御連絡いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(終 了)